

公益社団法人 会津青年会議所 運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人 会津青年会議所運動の円滑な実施のために、組織運営に係る事項を定めることを目的とする。

第2章 室・会議・特別委員会

(室・会議・特別委員会)

第2条 本会は定款第3条の目的を達成するため、又必要な事項を研究審議するため室・会議・特別委員会を置くことができる。

- 2 室長は理事のうちから選任する。
- 3 会議および特別委員会の委員は、理事長が理事会の承認を得て任命する。
- 4 室を構成するにあたり必要に応じて担当の副理事長を置くことができる。

第3章 諸会議の種類

(理事会)

第3条 理事会は理事、監事、直前理事長で構成する。

- 2 顧問は理事会に出席することができる。
- 3 理事会はロバート議事法に則って運営する。

(三役会議)

第4条 三役会議は、理事長、副理事長、専務理事で構成する。

- 2 三役会議は本会の円滑な運営を目的として設置する。
- 3 理事会、四役会議の円滑な運営を図るために各会議前に開催する。

(四役会議)

第5条 四役会議は、理事長、副理事長、専務理事、室長で構成する。

- 2 四役会議は理事会及び委員会の円滑な運営を目的として設置する。
- 3 四役会議は理事会前に必ず開催する。

第4章 委員会運営について

(目的)

第6条 定款第5条及び第6条の目的を達成するため事業を立案、実施する。

(開催)

第7条 委員会は委員長が必要に応じて招集し開催する。

2 委員長に万一事故あるときは副委員長が代行する。

(責務)

第8条 事業を立案、実施するにあたり理事会の決議を要する。

2 事業実施に必要な事業費については、理事会の承認した予算に準拠し執行する。

3 委員会開催に当たっての資料、議事録等の保管、管理を行う。

4 事業終了後速やかに報告書を作成し、会計帳票等により支払先・支払日・用途を明確にした決算書を添付し理事会にて承認を得る。

第5章 規程の改廃

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。